例：「特別徴収継続」（転勤）する場合

給与所得者については、個人番号を記載してください

適宜、選択して○で囲んでください。
給与支払報告に係る異動とは、給与支払報告書の提出から特別徴収開始までの間に退職等で異動があり、特別徴収しなくなる場合をいいます。
特別徴収に係る異動とは、すでに給与天引きを開始している年度の途中で異動があり、特別徴収しなくなる場合をいいます。

税額通知書にある特別徴収義務者指定番号を記入してください。

給与支払報告
特別徴収 に係る給与所得者異動届出書

個人事業主の方は個人番号を記入してください。

年税額から徴収済額を差し引いた金額を（ウ）に記入してください。

所在地	南陽市赤湯○○番地	特別徴収義務者指定番号	1 2 3 4 5 6
名称	株式会社 ●●●●	フリガナ	オキゴウ ヨウコ
		氏名	総務課 沖郷 陽子
個人番号又は法人番号		電話番号	40 ― 3211 内線

年 月 日

給与所得者		特別徴収税額《年税額》	徴収済税額	未徴収税額（ア）－（イ）	異動年月日	異動の事由
フリガナ	ナンヨウ タロウ	（ア） 円 120,000	6 月分から 1 月分まで （イ） 円 80,000	（ウ） 円 40,000	令和 5 年 1月 31日	1. 退職 [✓ 2. 転勤] 3. 休職 4. 長期欠勤 5. 死亡 6. その他（ ）
氏名	南陽 太郎					
個人番号						
旧住所	（1月1日現在の住所） 南陽市三間通436番地●					
現住所	（給与支払を受けなくなった後の住所）					

税額通知書の特別徴収税額の年税額を（ア）に記入してください。

何月分まで事業所で納入するか確認し、天引きした金額を（イ）に記入してください。

退職・転勤等の年月日を記入してください。

◎未徴収税 … B … ください

A. 一 括 徴 収
（ウ）の額も特別徴収義務者が給与等から徴収する

一括徴収した税額は、
＿月分（＿月＿日の納期限）で納入する。
※徴収済税額で記載した月の翌月分として納入ください。

一括徴収の理由	1. 異動が12月31日までで申出があったため。 2. 異動が1月1日以降で特別徴収の継続希望がないため。		
徴収予定額〈(ウ)の金額〉	徴収予定日		異動者への確認
円	／		確認しました・確認予定です

収
（ウ）の額を本人が支払う

南陽市役所から、後日、本人宛に納税通知書をお送りいたしますのでその旨を本人にお知らせください。

なお、旧住所欄と合わせ現住所欄も必ず記入してください。

翌年1月1日以降の退職者に未徴収税額がある場合は、本人の申し出がなくても、必ず一括徴収してください。

(地方税法第321条の5第2項の規定)

「翌年１月１日以降」とは、令和４年度の場合、「令和５年１月１日以降」となります。

[✓ C.] 特別徴収継続
（ウ）の額を新特別徴収義務者が給与から徴収する

新規の場合 納入（ [✓ 要]・不要 ）

★下記を旧特別徴収義務者が記入した場合、新特別徴収義務者へ必ず連絡し、連絡済に○ ★新特別徴収義務者が記入の場合のみ、不要に○				**連絡済・不要**
新特別徴収義務者	所在地	南陽市宮内○○○番地		
	フリガナ	ユウゲンガイシャ■■■		
	名称	有限会社 ■■■		
	電話番号	40－●●●●	担当	▲▲▲

月割額 10, 000 円を
2 月分（ 3 月 10 日の納期限）から納入する。

転勤先の事業所について記入してください。
【注意】
C. 特別徴収継続の場合は、新しい事業所へ事前に連絡してから提出してください。
新しい事業所が新規の場合は納入書の要・不要を記入してください。

月の提出期限までに提出してください。（詳細な提出期限は6ページにございます。）

下は記入しないでください

処理月	入力①	入		1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度	備考
月					